

# 工事費内訳書の記入例等について（令和8年4月～）

質問が多い事項を中心とした記入例等です。工事費内訳書作成の参考にしてください。

## 1 工事費内訳書について

- 適正な見積りを伴わないダンピングによる入札参加や下請等へのしわ寄せ等を防止し、元請・下請間の「対等な立場における合意に基づく公正な契約の締結」を促進するため、入札時に工事費内訳書の提出を求め、契約後においてもその内容の妥当性を調査しています。

## 2 工事費内訳書提出対象工事

- 企業団が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての建設工事が対象です。

## 3 工事費内訳書の記入内容

### ア 電子入札案件の場合

提出対象	記入内容	調査時期等
全者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費内訳書（表紙）【様式1】</li> <li>・工事費の内訳※1【様式2】</li> <li>・誓約書【様式4】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札時の確認</li> <li>・施工中調査</li> </ul>
調査基準価格未満で入札した者 （開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請負人及び見積額※1【様式2】</li> <li>・労務賃金調書※1【様式3】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札時の確認</li> <li>・施工中及び完成後調査</li> </ul>

※1 調査基準価格未満だった場合は、レベル4までの費目を記入し、下請負人及び見積額を記入した【様式2】及び【様式3】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して3日以内）に提出すること。

### イ 電子入札案件以外の場合

予定価格の公表時期	提出対象	記入内容	調査時期等
事後公表 （契約締結後に公表）	全者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費内訳書（表紙）【様式1】</li> <li>・工事費の内訳※3【様式2】</li> <li>・誓約書【様式4】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札時の確認</li> <li>・施工中調査</li> </ul>
	予定価格の概ね90%（調査基準価格※2）未満で入札した者 （開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請負人及び見積額※3【様式2】</li> <li>・労務賃金調書※3【様式3】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札時の確認</li> <li>・施工中及び完成後調査</li> </ul>
事前公表 （公告中に記載）	全者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費内訳書（表紙）【様式1】</li> <li>・工事費の内訳【様式2】</li> <li>・誓約書【様式4】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札時の確認</li> </ul>
	予定価格の概ね90%（調査基準価格※2）未満で入札する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請負人及び見積額【様式2】</li> <li>・労務賃金調書【様式3】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札時の確認</li> <li>・施工中及び完成後調査</li> </ul>

※2 予定価格の概ね90%とは、予定価格（税抜）の90%を次のとおり端数処理し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

- ・予定価格100万円以上：10万円単位とし、端数を切り捨てる。
- ・予定価格100万円未満：1万円単位とし、端数を切り捨てる。

※3 事後公表で調査基準価格未満だった場合は、レベル4までの費目を記載し、下請負人及び見積額を記載した【様式2】及び【様式3】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して3日以内）に提出してください。

## 4 提出方法（低入札価格調査資料等提出依頼書により提出する場合を除く）

- 電子入札システムを使用して「入札書」を提出する際に、添付して提出してください。

- 電子ファイルの容量（3MB まで）の問題等により添付して提出できない場合は、書面で提出してください。  
なお、この場合には、電子入札システムにおいて「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付する必要があります。
- 電子入札システムへ添付して提出できない場合や、書面による入札参加の場合には、次の事項を記入した封筒に封入して提出してください。
  - ・ 提出者の商号又は名称
  - ・ 工事費内訳書が在中している旨
  - ・ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

## 5 その他

- 詳細は、『広島県水道広域連合企業団工事費内訳書取扱要領（令和5年4月1日制定）』を確認してください。
- 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めていません。
- 提出された工事費内訳書は、返却していません。
- 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があります。
- 提出された工事費内訳書は、広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第6号）に基づく開示の対象となります。

# 工事費内訳書(表紙)【様式1】の記入例

## 工事費内訳書

(表紙)

入札者 商号又は名称

〇〇建設株

工事名

県道〇〇線道路改良工事

○以下の「低入札価格調査に係る意向確認欄」に回答してください。(回答欄の該当部分を○で囲んでください。)記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱います。

○様式1(表紙)は、全ての工事において、必ず提出してください。  
○**提出がない場合は失格**になります。  
※入札価格が調査基準価格以上の場合でも提出は必要です。

○建設工事入札参加資格者名簿に記載されている「商号又は名称」を記入してください。  
○JVの場合は、JV名称を記入してください。  
○**記入がない場合及び入札者が特定できない場合は失格**になります。  
※入札者の代表者(代表取締役等)の名前の記入は不要です。

○公告文等に記載している工事名を記入してください。  
○**記入がない場合及び工事名が特定できない場合は、失格**になります。

○**調査基準価格未満となった場合に「契約を希望するかどうか」について回答**してください。  
○回答にあたっては、**工事費内訳書様式(エクセル)に添付している参考資料を、あらかじめ十分に確認**してください。

(参考資料)

- ・低価格入札者と契約した場合の措置
- ・重点調査等の対象となった場合の追加提出資料一覧

<ケース別の回答例>

		番号1	番号2
ケース1	追加措置がない場合に限って契約を希望 (追加措置がある場合は契約できない)	いいえ	いいえ
ケース2	重点調査にならなければ契約を希望 (重点調査の追加措置がある場合契約できない)	はい	いいえ
ケース3	重点調査の追加措置があっても契約を希望 (いかなる場合でも契約できる)	はい	はい

※ 左側の例は、ケース2の場合の回答例です。

(低入札価格調査に係る意向確認)

番号	内容	回答
1	【追加措置を受けて契約する意向の有無(重点調査以外)】 低入札価格調査の対象となった場合(重点調査に該当する場合を除く)、調査を受け契約を締結する意向はありますか。 ※「いいえ」と回答した場合において、入札価格が調査基準価格未満となった場合、調査辞退としてその入札は失格とします。(調査基準価格以上の場合に失格とする趣旨は「低価格入札者と契約した場合の措置」の内容を十分に確認したうえで回答してください。)	はい / いいえ
2	【追加措置を受けて契約する意向の有無(重点調査)】 低入札価格調査の対象となり、かつ重点調査に該当する場合に、調査を受け契約を締結する意向はありますか。 ※「いいえ」と回答した場合において、重点調査に該当する場合は、調査辞退として失格とします。(調査基準価格以上の場合、または調査基準価格未満であっても重点調査に該当しない場合に失格とする趣旨ではありません。)	はい / いいえ

《留意事項》

○「低入札価格調査に係る意向確認欄」において、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにもかかわらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を措置することがあります。なお、調査を辞退する意向を明示したことをもって、指名除外を措置することはありません。

# 工事費内訳書「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」【様式2】の記入例

○様式2の「工事費の内訳」は、必ず提出してください。  
○提出がない場合は失格になります。  
※入札価格が調査基準価格以上でも提出は必要です。

○公告文等に記載の「工事名を記入してください」。  
○記入がない場合及び工事名が特定できない場合は失格になります。

○工事数量総括表から、対応する部分を漏れなく適切に記入してください。

○「費目・工種明細」、「単位・数量」(入札価格が調査基準価格以上の場合はレベル3までの費目)について、記入漏れがあった場合、工事数量総括表で発注者が求めている契約数量となっていない場合は失格になります。  
○総合評価の技術提案がある場合、入札価格が調査基準価格以上の場合は、技術提案の費用は該当するレベル3の工種の下に追加してください。入札価格が調査基準価格未満の場合は、総合評価による技術提案の費用は、該当するレベル4の工種の下に追加してください。

○総合評価の技術提案について、工事数量総括表にない工種は、適宜追加してください。(例水質汚染防止のため水質の監視をする場合等)

○入札者及び全ての一次下請予定者(下請の予定がある場合)について、次の事項を記入してください。  
●「商号又は名称」※JVの場合はJV名称  
○記入がない場合は失格になります。

## <入札者が示した工事費内訳書 様式2(例)>

様式2						「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」			
工事費の内訳						下請負人及び見積額			
工事名						元請負人	下請負人-1	下請負人-2	下請負人-3
費目・工種明細など						商号又は名称	aa建設㈱	bb建設㈱	cc建設㈱
規格1・規格2	単位	数量	金額(円)	技術提案の内容	aa建設㈱	bb建設㈱	cc建設㈱		
本工事費									
橋梁下部工	式	1	46,532,000						
道路土工	式	1	156,000						
掘削工	式	1	156,000						
掃削	m3	500	156,000						
RC橋脚工	式	1	43,727,000		32,900,000	445,000	10,382,000		
作業土工	式	1	445,000		0	445,000	0		
現場打杭工	式	1	14,730,000		12,300,000	0	2,430,000		
現場打杭	本	8	14,730,000		12,300,000	0	2,430,000		
橋脚躯体工(構造物単位)	式	1	28,552,000		20,600,000	0	7,952,000		
T型橋脚	m3	650	19,433,000		13,000,000	0	6,433,000		
再振動	式	1	100,000	舗面めの工夫	100,000	0	0		
溜溜マット	式	1	500,000	養生の工夫	500,000	0	0		
鉄筋	t	55	8,519,000						
仮設工	式	1	2,649,000						
湧水処理工	式	1	650,000						
水管工	式	1	1,999,000						
全工事共通仮設工	式	1	16,622,000						
仮設工	式	1	16,622,000						
仮橋・仮橋橋工	式	1	15,372,000						
交通管理工	式	1	1,250,000						
交通誘導警備員	人	80	1,000,000						
交通誘導警備員		20	250,000	安全対策の工夫	250,000	0	0		
**直接工事費**			63,154,000		34,650,000	17,972,000	10,532,000		
事業損失防止設費									
事業損失防止施設費	式	1	100,000		100,000	0	0		
事業損失防止施設費	式	1	100,000	水質汚染防止の工夫	100,000	0	0		
現場環境改善費			682,000						
現場環境改善費	式	1	682,000						
現場環境改善費	式	1	682,000						
現場環境改善費	式	1	682,000						
共通仮設費率分			7,192,000						
**共通仮設費計**			7,874,000						
**純工事費**			71,028,000		39,277,000	20,019,000	11,732,000		
現場管理費			21,278,000		11,765,000	5,998,000	3,515,000		
**工事原価**			92,306,000		51,042,000	26,017,000	15,247,000		
一般管理費率分			14,541,000						
契約補償費			37,000						
一般管理費計			14,578,000						
**工事価格**			106,884,000						
**消費税相当額**			10,688,400						
**工事費計**			117,572,400						
**契約保証費計**			37,000						

○入札価格が調査基準価格未満の場合に記入してください。

入札価格が調査基準価格未満の場合は、全ての一次下請予定者について記入してください。

○下請がない場合、元請負人の列のみ記入してください。  
○下請がある場合、元請負人と全ての一次下請予定者について記入してください。  
○全ての一次下請予定者の具体的な工種・数量を明示した見積書(押印あり)の写しを添付してください。  
○記入を求めているのに、記入がない場合、適正な見積書の添付がない場合は失格になります。

○一次下請予定者から見積を取収する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、提出された見積書の内容を反映して記入してください。

○次ページの現場管理費、一般管理費等の記入方法をご参照ください。

○見積書に記載した工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合は失格になります

○入札価格に対応する工事費の内訳を記入してください。  
○工事価格(複数ある場合は工事価格の合計)と入札価格が一致しないと失格になります。

費目・工種明細      規格1・2      単位・数量

## 下請負人からの見積書

○具体的な工種・数量を明示した見積をしてください。  
 ※**適正な見積書でない場合は失格**になります。

### <工事数量総括表に基づいた見積(例)>

工事名: ○○線道路改良工事

工種・名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路土工					3,500,000	
掘削工	砂質土	5,000	m3	100	500,000	
路体(築堤)盛土	W=2.5m未満	750	m3	4,000	3,000,000	
直接工事費					3,500,000	うち労務費1,200千円
共通仮設費					400,000	うち労務費100千円
現場管理費					1,325,000	
うち法定福利費(事業主負担分)					206,700	労務費1,300千円×0.159
一般管理費					400,000	
工事価格					5,625,000	
消費税相当額					450,000	
工事費					6,075,000	

元請けの判断で必要項目に計上  
 ○各項目を見積の項目のとおり工事費内訳書に計上(例1)  
 ○下請の一般管理費は外注経費として現場管理費に合算して計上(例2)

### <諸経費として計上された見積(例)>

工事名: ○○線道路改良工事

工種・名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路土工					3,500,000	
掘削工	砂質土	5,000	m3	100	500,000	
路体(築堤)盛土	W=2.5m未満	750	m3	4,000	3,000,000	
直接工事費					3,500,000	うち労務費1,200千円
共通仮設費					400,000	うち労務費100千円
諸経費					1,725,000	
うち法定福利費(事業主負担分)					206,700	労務費1,300千円×0.159
工事価格					5,625,000	
消費税相当額					450,000	
工事費					6,075,000	

元請けの判断で必要項目に計上  
 ○諸経費を外注経費として現場管理費に計上(例2)

様式2

### 「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

工事費の内訳					下請負人及び見積額			
工事名	商号又は名称	元請負人	元請負人	下請負人-1	下請負人-2	下請負人-3		
○○線道路改良工事		aa建設㈱		bb建設㈱				
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	金額(円)	aa建設㈱	bb建設㈱		
本工事費								
道路改良		式	1	3,940,000	440,000	3,500,000		
道路土工		式	1	3,940,000	440,000	3,500,000		
掘削工		式	1	940,000	440,000	500,000		
掘削	砂質土	m3	5000	940,000	440,000	500,000		
路体盛土工		式	1	3,000,000	0	3,000,000		
路体(築堤)盛土	W=2.5m未満	m3	750	3,000,000	0	3,000,000		
**直接工事費**				3,940,000	440,000	3,500,000		
共通仮設費率分				500,000	100,000	400,000		
**共通仮設費計**				500,000	100,000	400,000		
**純工事費**				4,440,000	540,000	3,900,000		
現場管理費				1,500,000	175,000	1,325,000		
**工事原価**				5,940,000	715,000	5,225,000		
一般管理費率分				1,197,600	797,600	400,000		
契約保証費				2,400	2,400			
一般管理費計				1,200,000	800,000	400,000		
**工事価格**				7,140,000	1,215,000	5,625,000		
**消費税相当額**				571,200	121,200	450,000		
**工事費計**				7,711,200	1,636,200	6,075,000		
**契約保証費計**				2,400	2,400	0		

○元請として該当すると判断した項目に計上してください。

※**いずれの計上方法でも失格にはなりません。**

例1: 工事数量総括表の項目に  
合わせて記入

例2: 下請の一般管理費を外注経費として現場管理費に計上し記入

共通仮設費率分	400,000
**共通仮設費計**	400,000
**純工事費**	3,900,000
現場管理費	1,325,000
**工事原価**	5,225,000
一般管理費率分	400,000
契約保証費	
一般管理費計	400,000

共通仮設費率分	400,000
**共通仮設費計**	400,000
**純工事費**	3,900,000
現場管理費	1,725,000
**工事原価**	5,625,000
一般管理費率分	
契約保証費	
一般管理費計	

# 工事費内訳書 労務賃金調書(様式3)の記入例

様式3

## 労務賃金調書

会社名	元請負人		下請負人-1							
	県庁建設㈱		㈱県庁工務店							
職種	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
1) 特殊作業員			17,000	18,000						
2) 普通作業員	14,000	14,000	14,500	15,000						
3) 軽作業員										
4) 造園工										
5) 法面工										
6) とび工										
7) 石工										
8) ブロック工	18,500	18,500								
9) 電工										
10) 鉄筋工										
11) 鉄骨工										
12) 塗装工										
13) 溶接工										
14) 運転手(特殊)	16,000	16,000								
15) 運転手(一般)										
16) 潜かん工										
17) 潜かん世話役										
18) さく岩工										
19) トンネル特殊工										
20) トンネル作業員										
21) トンネル世話役										
22) 橋りょう特殊工										
23) 橋りょう塗装工										
24) 橋りょう世話役										
25) 土木一般世話役	18,000	18,000								
26) 高級船員										
27) 普通船員										
28) 潜水士										
29) 潜水連絡員										
30) 潜水送気員										

○元請負人で従事予定労務者がいない場合は、会社名のみ記入してください。  
 ※**下請負人も含め、会社名の記入が無い場合は失格**になります。

○例えば現場に、普通作業員として、  
 ●年配のAさん(14,750円/日)  
 ●中堅のBさん(15,000円/日)  
 ●若手のCさん(14,500円/日) を配置する予定の場合は、  
 ◇最高額: 15,000円(Bさん)  
 ◇最低額: 14,500円(Cさん) を記入してください。  
 ○日あたり賃金は、1日当たり8時間労働に換算した賃金としてください。  
 ○当該職種の労働者が1名の場合や全員が同額の場合は、その額を最低額と最高額の両方に記入してください。

○入札価格が調査基準価格未満の場合で、**様式3の提出がない場合や従事予定労務者の記入がない場合(元請負人で従事予定者のいない場合を除く。)**は**失格**になります。



様式4

○様式4(誓約書)は、全ての工事において、必ず提出してください。  
○**提出がない場合は無効**になります。

## 誓約書

入札者 ○○建設㈱  
工事名 県道○○線道路改良工事

今般の競争入札に関し、次の事項について誓約します。

### 【誓約事項】

#### 1 ページ ≪入札価格に関する誓約≫

入札価格が実行予算に基づくものであり、設計図書に示された経費ごとに必要な経費を適切に計上していること。

#### ≪完成後の調査に関する誓約≫

契約締結時に、完成後の調査に関する誓約書を提出すること。

#### (完成後の調査に関する誓約書の内容)

次に該当するものとして、発注者から求めがあった場合に、広島県水道広域連合企業団工事費内訳書取扱要領9(2)に規定する完成後の調査に応じること

- ① 入札時に提出された工事費内訳書の経費区分ごとに計上した金額が、官積算と比較して著しく低い場合
- ② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
- ③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合。
- ④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、必要な費用が適切に確保されていなかったことによるものと疑われる場合

# 法定福利費を内訳明示した見積書提出について

- 労働者の社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要です。
- 発注者が算出する予定価格は法定福利費を含んでおり、元請負人は、外注する場合には、総価契約ではなくその中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。
- 元請負人は、下請負人から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整、必要経費分の値引き等を行った場合、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反する恐れがあります。

## 【土木工事の場合】

### ＜下請負人から提出された見積の例＞

工事名：〇〇線道路改良工事

工種・名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路土工					3,500,000	
掘削工	砂質土	5,000	m3	100	500,000	
路体(築堤)盛土		750	m3	4,000	3,000,000	
直接工事費					3,500,000	うち労務費1,200千円
共通仮設費					400,000	うち労務費100千円
現場管理費					1,325,000	
うち法定福利費(事業主負担分)					205,400	労務費1,300千円×0.158
一般管理費					400,000	
工事価格					5,625,000	
消費税相当額					450,000	
工事費					6,075,000	

※設計労務単価には、事業者が負担すべき法定福利費は含まれていません

直接工事費	労務費
	労働者が負担する保険料
	資材単価
間接工事費	機械経費等
	共通仮設費
	現場管理費
一般管理費等	法定福利費(事業主負担分)
	一般管理費
	法定福利費(本社従業員)
	消費税相当額

### ＜積算体系＞

#### 法定福利費の算出方法

**法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率**

- 見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険料の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。
- 各専門工事業団体が作成している「標準見積書」を活用することをお勧めします。

#### 元請負人は

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請負人に対する見積条件に明示してください。

#### 下請負人は

注文者に対して、法定福利費を明示した見積書を確実に提出してください。また、再下請負人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重してください。

# 法定福利費を内訳明示した見積書提出について

## 【営繕工事の場合】

※設計労務単価には、事業者が負担すべき法定福利費は含まれていません

元請負人は

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、  
下請負人に対する見積条件に明示してください。

下請負人は

注文者に対して、法定福利費を明示した見積書を確実に提出してください。また、再下請負人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重してください。

<下請負人から提出された見積の例>

### 法定福利費の算出方法(標準)

○見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険料の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。  
○各専門工事業団体が作成している「標準見積書」を活用することをお勧めします。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

工事名: ○○公舎新築工事

工種・名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
左官外部						
壁モルタル塗	刷毛引き外壁 厚25	20.3	m2	6,500	131,950	うち労務費55,400円 (左官0.11人/m2、普通作業員0.038人/m2)
左官内部						
床モルタル塗	木鏝一般タイル下地37	2.6	m2	5,000	13,000	うち労務費4,400円 (左官0.05人/m2、普通作業員0.044人/m2)
左官工事 計					144,950	
諸経費					12,877	
小計					157,827	
法定福利費(事業主負担分)					9,448	労務費59,800円×0.158
合計					167,275	最新の保険料率を反映させて下さい

### 法定福利費の算出方法(その他の方法)

○自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事 毎の法定福利費を簡便的に算出することも可能です。  
○各専門工事業団体が作成している「標準見積書」を活用することをお勧めします。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合}$$

工事名: ○○公舎新築工事

工種・名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
キッチン	材工共	1	式	1,100,564	1,100,564	うち材料費900,564円、工事費200,000円 出典根拠を明確に
						工事費当たりの労務費率71%(○○協会資料) 法定福利費率15.8%
小計					1,100,564	最新の保険料率を反映させて下さい
法定福利費(事業主負担分)					22,436	法定福利費200,000円×0.71×0.158
合計					1,123,000	

$$\text{法定福利費} = \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費}$$

工事名: ○○公舎新築工事

工種・名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
シーリング防水	変成シリコン	53.7	m	1,890	101,493	法定福利費135.56円/m(自社実績 別紙参照) 出典根拠を明確に
防水工事 計					101,493	
諸経費					8,227	
小計					109,720	
法定福利費(事業主負担分)					7,280	法定福利費135.56円/m×53.7m
合計					117,000	

直接工事費	材料価格等	
	材料単価	
	労働者が負担する保険料	
	労働者負担分	
	法定福利費(事業主負担分)	
	機械器具費	
	下請経費等	
	法定福利費(事業主負担分)	
	市場単価	
	基準単価	
法定福利費に関する割増補正		
労働者が負担する保険料		
労働者負担分		
法定福利費(事業主負担分)		
見積単価		
法定福利費を明記		
労働者が負担する保険料		
労働者負担分		
法定福利費(事業主負担分)		
共通費	共通仮設費	
	現場管理費	
	法定福利費(現場従業員)	
	一般管理費	
	法定福利費(本社従業員)	
消費税相当額		

<積算体系>

発注者が算出する予定価格は法定福利費を含んでいます。

# 工事費内訳書改正の効果

- 低入札価格調査の対象となる場合、応札時に下請予定者からの見積書の添付を義務付けています。
- 下請予定者から見積を徴収する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費などの必要経費を適切に計上するよう説明会等で周知しています。
- ➡ 法定福利費を含んだ見積書の作成が、概ね定着しています。

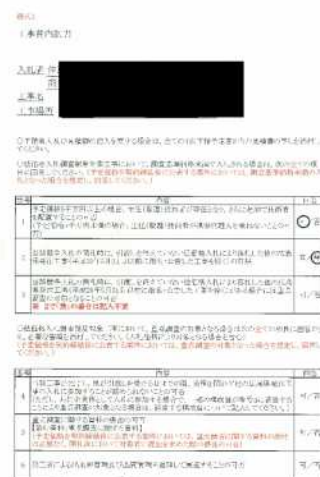
## ○ 適切な見積書による入札参加の定着

### 工事費内訳書の取扱

ア 電子入札案件の場合

提出対象	記入内容	調査時期等
全者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費内訳書(表紙)【様式1】</li> <li>・工事費の内訳【様式2】</li> <li>・誓約書【様式4】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札時の確認</li> <li>・施工中調査</li> </ul>
調査基準価格未済で入札した者 (開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請負人及び見積額【様式2】</li> <li>・労務賃金調書【様式3】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札時の確認</li> <li>・施工中及び完成後調査</li> </ul>

※1 調査基準価格未済だった場合は、レベル4までの費目を記入し、下請負人及び見積額を記入した【様式2】及び【様式3】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内(依頼日から起算して3日以内)に提出すること。



法定福利費を含んだ見積書が概ね定着しています。

### ～下請負人及び見積額の目的～

○適正な見積もり徴収による下請等へのしわ寄せ等の防止とあわせて、工事の履行体制を事前に明らかにし、契約後においてもその妥当性を調査できるようにしており、低入札価格調査の対象となる場合、下請の見積書の添付を義務付けています。

○下請先の見積書の添付は、改正品確法の基本理念にある、将来にわたる品質確保に向けた取り組みの1つで、適正な見積による入札参加に加え、下請までの法定福利費相当額を適切に見積り、雇用環境の改善の面からも将来を担う技術者の確保・育成につながることを目的としています。

提出された工事費内訳書  
御見積書

御中

御見積金額 ¥ 6,300,000 - (消費税抜き)

品名	仕様	数量	単価	金額	備考
計				4,571,000	
資材調度費	型枠材	4.00	37,500	150,000	
	型枠材	1.00	150,000	150,000	
	安設工材	1.00	30,000	30,000	
クレーン架(クレーン架)		1.00	65,000	65,000	
設備設置	設備費(仮働)	2.00	75,000	150,000	
	一般管理費	1.00	187,300	187,300	
合計				5,920,400	
法定福利費相当額	労務費(2,450,000×15.4%)	1.00		385,600	
合計				6,306,000	

※本工事費※ 内訳表

品名	仕様	数量	単価	金額	備考
資材調度費				285,000	
設備設置				285,000	
一般管理費				285,000	
法定福利費				285,000	
合計				1,140,000	

添付された一次下請③④からの見積書